

第12回情報公開委員会議事次第

1. 日 時 平成28年 9月 5日 (月) 13:30~14:20

2. 場 所 TKP東京駅前カンファレンスセンター 4階
カンファレンスルーム4A
(〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル)

3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 鈴木 秀美 慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所 教授
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院法学研究科 教授
委 員 市村 元 関西大学 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士
委 員 高橋 明男 大阪大学大学院 法学研究科 教授
委 員 山本 康典 元 一般財団法人日本原子力文化財団
専務理事
委 員 西土 彰一郎 成城大学 法学部 教授

4. 議 題

- (1) 第11回情報公開委員会議事概要について
- (2) 平成27年度開示請求対応状況について
- (3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
- (4) その他
 - ・リスクコミュニケーション活動について

5. 配付資料

- 情公12-1 第11回情報公開委員会議事概要
- 情公12-2 平成27年度の開示請求対応状況について
- 情公12-3 情報公開委員会検討部会の開催状況について
- 情公12-4 リスクコミュニケーション活動について

以上

第11回情報公開委員会議事概要

平成27年10月 1日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成27年 9月 8日(火) 13:30~14:45

2. 場所 TKP東京駅前カンファレンスセンター 4階
 カンファレンスルーム4A
 (〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-20 石塚八重洲ビル)

3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
 委員長代理 鈴木 秀美 慶應義塾大学
 メディア・コミュニケーション研究所 教授
 委員 浅田 正彦 京都大学大学院 公共政策連携研究部 教授
 委員 市村 元 関西大学 客員教授
 委員 高後 元彦 弁護士
 委員 高橋 明男 大阪大学大学院 法学研究科 教授
 委員 西土 彰一郎 成城大学 法学部 教授

4. 議題

- (1) 第10回情報公開委員会議事概要について
- (2) 平成26年度開示請求対応状況について
- (3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
- (4) その他

5. 配付資料

- 情公11-1 第10回情報公開委員会議事概要
 情公11-2 平成26年度の開示請求対応状況について
 情公11-3 情報公開委員会検討部会の開催状況について
 情公11-4 リスクコミュニケーション活動について

6. 議事要旨

- (1) 第10回情報公開委員会議事概要について

事務局から、情公11-1に基づき、第10回情報公開委員会議事概要について報告があり、確認がなされた。

(2) 平成26年度の開示請求対応状況について

事務局から、情公11-2に基づき、平成26年度の開示請求対応状況について報告があり、確認がなされた。

(3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について

事務局から、情公11-3に基づき、情報公開委員会検討部会の開催状況について報告があり、確認がなされた。

(4) その他

事務局から、情公11-4に基づき、リスクコミュニケーション活動について報告があった。委員からの主な意見は次のとおり。

- ・ リスクコミュニケーション活動の手段として広報誌が紹介されたが、詳しく説明しようとする余り、文字の数が多く小さいと思う。改善を検討してほしい。
- ・ 福島第一原子力発電所の事故の際にも明らかになったが、細部にわたる点、専門的にまだ不明確な点についても「わかっていない情報」として積極的に出すことが重要である。その上で裏付けや根拠を出して説明することで、より良いリスクコミュニケーションを取ることができる。
- ・ 若い世代には、You Tubeなどの動画が非常に有効。内容を視覚に訴え、短時間で理解できるという利点がある。ぜひ機構でも取り組んでいただきたい。
- ・ また、動画は単なるPRではなく「正確に物事を理解していただく」ことが最も重要な目的であることを念頭に置いてほしい。
- ・ リスクコミュニケーションのコンセプトは、国民との信頼関係を作ることであり、過去の失敗例や原子力に対する批判的な意見等を載せることも重要ではないか。
- ・ コミュニケーションの対象となる方々に理解してもらえる言葉であることが大切で、専門的な用語の見直しにも取り組んでいただきたい。
- ・ 信頼してもらうためには、隠していることがないと思ってもらうことが重要。都合の悪いことでも正確に伝えることで、原子力機構はたとえマイナスの情報であっても隠さない組織だと国民から思ってもらえるように努めることが大事である。

以 上

平成27年度の開示請求対応状況について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに請求があった法人文書開示請求への対応状況について、次のとおり報告する。

1. 開示請求件数及び開示決定等の状況

平成27年度の開示請求件数は、表1のとおり19件であった。この件数は、平成26年度における開示請求件数9件と比較して増加している。

【表1】開示請求件数と開示決定等の状況

年度	請求件数	開示決定		不開示決定	事案の移送	取下げ
		全部開示	部分開示			
平成27年度	19件 (16件)	4件	12件	1件	0件	1件
平成26年度	9件 (6件)	1件	6件	2件	0件	0件

※上表の請求件数の（ ）内の件数は、開示請求書の受付件数である。

※平成27年度においては、2件の開示請求をまとめて1件の開示決定とした事案があるため、請求件数と開示決定、不開示決定、事案の移送及び取下げの件数の合計数は一致しない。

2. 不開示とした理由の内訳

(1) 部分開示決定における不開示理由

開示請求があった19件のうち、12件については部分開示とした。

これら事案を部分開示とした理由は、表2のとおりである。

【表2】部分開示決定における不開示理由の内訳

年度	個人情報	法人情報	審議・検討情報	事務・事業情報
平成27年度	7件	4件	0件	9件
平成26年度	5件	1件	0件	4件

※1件の決定において複数の不開示理由に該当する事案があるため、部分開示決定の件数と上表の合計数は一致しない。

(2) 不開示決定（全部不開示）における不開示理由

開示請求があった19件のうち、1件については全部不開示とした。

これらの事案を不開示とした理由は、表3のとおりである。

【表 3】不開示決定における不開示理由の内訳

年度	個人情報	法人情報	審議・検討 情報	事務・事業 情報	文書 不存在
平成 27 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
平成 26 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件

3. 補正又は開示決定等までに要した平均日数

開示決定及び不開示決定（以下「開示決定等」という。）を行った 17 件のうち、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）」第 4 条第 2 項に基づき補正を行った事案は 4 件、法第 10 条第 2 項に基づき開示決定等の期限（以下「期限」という。）の延長を行った事案は 3 件、期限の延長を行わなかった事案は 14 件である。また、法第 11 条に基づき期限の特例を適用した事案はなかった。

これら事案における補正に要した平均日数及び開示決定等までに要した平均日数は、表 4 のとおりである。

期限を延長した理由は、対象文書の頁数及び記載情報が多量であり、第三者への開示に対する意見聴取や不開示部分の検討に時間を要したことによるものである。

なお、期限内（延長も含む）に開示決定等を行うことができなかった事案はなかった。

【表 4】補正及び開示決定等までに要した平均日数

年度	補正	開示決定等		
		延長あり	延長なし	特例適用
平成 27 年度	5 日 (4 件)	58 日 (3 件)	25 日 (14 件)	— (0 件)
平成 26 年度	3 日 (5 件)	54 日 (3 件)	22 日 (6 件)	— (0 件)

※上表の（ ）内の件数は、補正・延長・特例を適用した開示決定等の件数である。

※開示決定等に要した平均日数については、補正に要した日数を除いて算出。

4. 異議申立て等の状況

(1) 新規に異議申立てがなされた事案：4 件

①平成 27 年 11 月 18 日付で受け付けた開示請求「原子力機構が電力会社等と締結している使用済み核燃料についての役務の提供に関する契約書、使用済み核燃料等

多目的運搬船（開栄丸）に関する契約書（27 本部 003）」について、平成 28 年 1 月 18 日付で一部不開示決定を行ったところ、開示請求者 及び 第三者 からその決定に対し異議申立てがなされた。

当該異議申立てについては、平成 28 年 3 月 16 日付で、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところである。

②平成 27 年 12 月 10 日付で受け付けた開示請求「2011 年度以降原子力機構と NUMO との共同研究の実施に係る運営会議及びすべての打合せ会議等の記録のすべて。ただし東濃地科学センターに関するのに限る。（27 本部 005）」について、平成 28 年 1 月 19 日付で一部開示決定を行ったところ、開示請求者からその決定に対し異議申立てがなされた。

当該異議申立てについては、平成 28 年 6 月 9 日付で、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところである。

③平成 28 年 2 月 15 日付で受け付けた開示請求「関西光科学研究所（播磨）において発生した保険金の不正請求等に関して、同所に勤務する男性職員に対し、平成 27 年 7 月 24 日付で停職 2 ヶ月の懲戒を行われた件に関する文書の一切（27 本部008）」について、平成 28 年 3 月 11 日付で一部開示決定を行ったところ、開示請求者からその決定に対し異議申立てがなされた。

当該異議申立てについては、平成 28 年 5 月 16 日付で、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところである。

(2) 訴訟を提起された事案はない。

以上

平成27年度の開示請求対応状況一覧

No.	資料請求 受付番号	開示請求内容	請求件数	開示決定		不開示 決定	取下げ	備考
				全部開示	部分開示			
1	27本部001	貴機構と東京電力株式会社が締結している、機構の関根浜港の土地及び構築物の使用に関する平成27年度賃貸借契約書	1件		1件			法人情報 事務事業情報
2	27敦賀001	①「未点検機器の点検に対する方針について(平成27年6月24日所長承認) ②プラント保全部長承認文書「平成26年度第4回保安検査」における不適切な特別採用による未点検状態の継続の対応状況について(平成27年6月24日承認) ③H26核燃料税申告関連資料	3件		3件			個人情報 事務事業情報
3	27東濃001	瑞浪超深地層研究所研究坑道掘削工事契約書一式(排水処理工事等付帯工事マニフェストもすべてを含む)	1件		1件			個人情報 法人情報 事務事業情報
4	27本部002	平成26年10月2日に文部科学大臣へ提出した「日本原子力研究開発機構改革報告書」の作成に当たり、平成26年1～9月の間に3度、機構職員を対象に実施した「機構改革に係る職員の意識調査」で、職員から得た回答用紙全員分(職員の自由記述の内容が分かるもの。各職員の所属部署は必要だが、名前等の個人情報は不要。)	1件		1件			個人情報 事務事業情報
5	27本部003	1 貴機構が、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および日本原子力発電株式会社との間でそれぞれ締結している、使用済核燃料についての役務の提供(使用済核燃料の同機構への搬入、同機構における貯蔵、再処理、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体化、同機構からの搬出・処分を含むが、これらに限られない)に関する契約書一切 2 貴機構が、原燃輸送株式会社との間で締結している、使用済燃料等多目的運搬船(開栄丸)に関する契約書一切	2件		※ 1件			法人情報 事務事業情報

No.	資料請求 受付番号	開示請求内容	請求件数	開示決定		不開示 決定	取下げ	備考
				全部開示	部分開示			
6	27東濃002	1.9月11日、土岐市を訪問され、「年代測定の共同研究」についての説明をされた折の、説明内容を開示下さい。つきましては以下を開示ください。 ・その説明訪問時、市に提示された全ての資料 ・説明訪問時の議事録 2.10月7日、東濃地科学センターにおいて、岐阜県、瑞浪市、及び土岐市に対して開催された「年代測定の共同研究」についての合同説明会における、説明内容を開示下さい。つきましては、以下の文書を開示願います。 ・当説明会の議事録 ・その席上で配布された関係資料の全て	1件	1件				
7	27本部004	国際原子力機関(IAEA)が、平成27年8月31日に公表した「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」の付属文書である「Technical Volume」(技術文書)を日本語に翻訳した文書(仮訳も含む)	1件			1件		文書不存在
8	27本部005	2011年度以降原子力機構とNUMOとの共同研究の実施に係る運営会議(2009.10.7特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定に定めるもの)及びすべての打合せ会議等の記録のすべて。ただし東濃地科学センターに関するのに限る。	1件		1件			個人情報 法人情報
9	27本部006	東濃地科学センターに係るNUMOとの共同研究についての記録のすべて	1件	1件				
10	27本部007	本年度を含む過去3年度分(平成25,26,27年度)の入構許可証等(職員用,来客・業者含む外部用,車両用等)の紛失事例。茨城地区の拠点において。	1件				1件	
11	27本部008	関西光科学研究所(播磨)において発生した保険金の不正請求等に関して、同所に勤務する男性職員(課長級、50歳台)に対し、平成27年7月24日付で「停職2ヶ月」の懲戒を行われた件に関する文書の一切	1件		1件			個人情報 事務事業情報
12	27本部009	JAEA-Review 2011-035「福島第一原子力発電所事故に係る特別環境放射線モニタリング結果」P.89「降下量の測定結果」のTe132の数値および測定されたスペクトルデータ	1件	1件				

No.	資料請求 受付番号	開示請求内容	請求件数	開示決定		不開示 決定	取下げ	備考
				全部開示	部分開示			
13	27本部010	JAEAがH24年5月頃に試算した、「高速増殖炉もんじゅ」の廃炉費用に関する試算に関する資料一切。試算の前提条件、根拠、比較対照、試算結果など含む。	1件		1件			事務事業情報
14	27本部011	JAEAの「高速増殖炉もんじゅ」の稼働に向け、JAEAもしくは文部科学省が試算した、稼働までに要する安全対策などの諸費用総額の試算に関する資料一切。試算の前提条件、根拠、比較対照、試算結果など。対象の文書は最新のものとするが、原子力規制委員会の新規規制標準が施行された2013年7月以前と以降で内容に変更があれば、両方について開示を求める。	1件		1件			事務事業情報
15	27本部012	「福島第一原子力発電所事故に係る大洗研究開発センターにおけるダスト・ヨウ素のモニタリングについて」P.4図2およびP.9-10表1で示されている放射性物質濃度のスペクトルデータ 3/20-3/31分。	1件	1件				
16	27本部013	高速増殖原型炉もんじゅについて、新規規制標準への対応にかかる費用(再稼働にかかる費用)の総額の見積額が記載された文書一切(平成24年度以降)	1件		1件			事務事業情報
合計			19件	4件	12件	1件	1件	

※27本部003においては、2件の開示請求をまとめて1件の開示決定としているため、請求件数と開示決定、不開示決定及び取下げの件数の合計数は一致しない。

情報公開委員会検討部会の開催状況について

第 1 1 回情報公開委員会（平成 2 7 年 9 月 8 日開催）以降、情報公開委員会検討部会（以下「検討部会」という。）を以下のとおり開催した。

なお、検討部会での検討・審議内容は、議事概要を作成し、速やかにホームページに掲載した。

開 催 日	検 討 ・ 審 議 内 容
<p>第 2 0 回検討部会 平成 2 7 年 9 月 8 日</p>	<p>(1) 第 1 9 回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求の対応状況について ・ 関根浜港の土地及び構築物の使用に関する賃貸借契約書 (3) その他</p>
<p>第 2 1 回検討部会 平成 2 8 年 3 月 1 5 日</p>	<p>(1) 第 2 0 回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求の対応状況について ・ もんじゅの未点検状態の継続の対応状況に関する文書及び核燃料税申告関連資料 ・ 瑞浪超深地層研究所研究坑道掘削工事契約書 ・ 「機構改革に係る職員の意識調査」の回答 ・ 再処理役務に係る契約書及び開栄丸に関する契約書 ・ 年代測定の共同研究について自治体との説明に用いた議事録等 ・ IAEA が公表した「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」の付属文書の和訳 ・ 東濃地科学センターに係る NUMO との共同研究の実施に係る運営会議及びすべての打合せ会議等の記録 ・ 東濃地科学センターに係る NUMO との共同研究についての記録 ・ 関西研における保険金不正請求に関する人事処分に係る文書 ・ 特別環境放射線モニタリング結果における Te132 の数値及びスペクトルデータ ・ 「高速増殖炉もんじゅ」の廃炉費用に関する試算に関する資料 ・ 「高速増殖炉もんじゅ」の稼働までに要する安全対策などの諸費用総額の試算に関する資料一切 (3) その他</p>

以上

リスクコミュニケーション活動について

第12回情報公開委員会
平成28年9月5日

機構大でのリスクコミュニケーション活動の実施に向けて

【リスクコミュニケーションの学術的な定義】

- 米国NRC〔国立リスク協議会〕によると、リスクコミュニケーションとは「ある対象に関する個人、機関、集団間での情報や意見の相互作用の過程」と定義されている。
- さらに最近では、リスクコミュニケーションの定義に「リスクに関わる意思決定に、利害関係者や公衆が参加すること」も求められている。〔IRGC(国際リスクガバナンス協議会)など〕

【エネルギー基本計画】

…したがって、今後のエネルギー広報の在り方については、関心の度合いに応じて情報量を適切に整理した複数の包括的なエネルギー情報を用意することが必要である。また、このような情報には、常にリスクが存在することを明示し、さらに関心を持ってもらうことで理解を深めていく動機付けとリスクに関する正しい理解を得ていくことが必要であり、これらの取組を強化する。

【第3期中長期目標】 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組

機構が行う研究開発の意義とそのリスクについて、地元住民をはじめ国民の理解を得ると同時に機構への信頼を高めていくため、機構が実施する取組についてリスクコミュニケーション活動に取り組む。

【H27年度計画】

- 学協会等の外部機関と連携し、原子力が有するリスクとその技術的、社会的な課題を整理・発信するとともに、機構が行う研究開発の意義とリスクについて、安全確保の取組状況も含めたリスクコミュニケーション活動を行うため、実施体制の検討とその準備を進める。

【H28年度計画】

- 学協会等の外部機関と連携し、原子力が有するリスクとその技術的、社会的な課題を整理・発信するとともに、機構が行う研究開発の意義とリスクについて、安全確保の取組状況も含めたリスクコミュニケーション活動を実施する。

原子力機構の「リスクコミュニケーション的活動」の経緯

H7 もんじゅナトリウム漏えい事故

H9 東海・アスファルト固化処理施設火災・爆発事故 ⇒ 動燃改革を経て、サイクル機構(JNC)発足(H10)

H11 JCO臨界事故

従前の広報は一方的に情報発信する傾向が強く、社会との双方向性が不足していたと反省

⇒ **社会的視点を踏まえた事業運営のため、地元の皆様との新たなコミュニケーション施策**を開始

【敦賀地区】 「モニター制度」開始(H8)、訪問対話、双方向の対話を重視した説明会開催、女性PAチーム「あつぷる」結成(H8)、「さいくるミーティング」開始(H13)等

【茨城地区】 「リスクコミュニケーション班」「リスクコミュニケーションに関するアドバイザリー委員会」設置、「フレンドリートーク」開始(H13)、「リスコミセミナー」「メッセージワーキンググループ」開始(H16)等

【H17:原子力機構発足】

コミュニケーター養成研修開始(H17)、職員向けマニュアル「リスコミポケットブック」発行(H19)、「地域住民懇談会」開始(H19)、外部向けリスコミ講座開始(H22)等

アスファルト事故後の茨城地区でのリスコミ的な活動の経験から、効果的なコミュニケーションのための一定の手法が構築されつつあった。

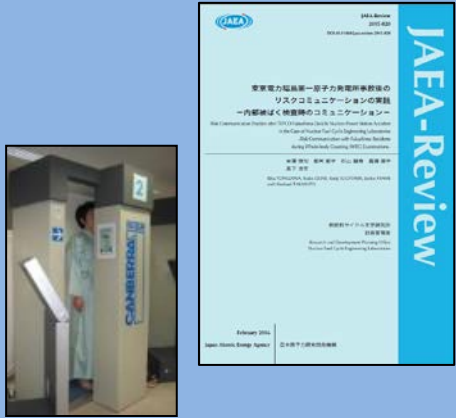



【H23:福島第一原子力発電所事故発生】

⇒ 放射線の健康影響に不安を持つ地域の方々との直接対話等の活動を行い、不安の解消に努めた。

震災後の厳しい状況下の福島での活動を行うにあたり、茨城地区でのノウハウを取り入れ、アンケート分析により妥当性を確認

平成27年度の活動概要

リスクコミュニケーション活動に向けた実施体制の検討・準備

 <p>JAEA-Review 2015年度版 東京電力福島第一原子力発電所事故の リスクコミュニケーションの現状 —内部被ばく検査時のコミュニケーション— 編集者：田中 浩一、佐藤 隆夫、山本 浩一、山本 浩一 発行：2015年12月 JAEA (Japan Atomic Energy Agency)</p>	 <p>住民の個人線量調査 帰還後に想定される住民の個人線量の把握について実施したことが重要 → 内部被ばくによる個人線量を統計的に評価する手法を研究 調査内容 ・ 自宅内外の放射線量率、個人線量、生活行動調査 等 ・ H23年2月から開始（継続中） ・ 帰還、伊達市等の帰還検討地区の住民を対象に、屋内作業者、屋外作業者、自宅滞在者に対して、個人線量計の貸出分析 結果 ・ 帰還検討地区の個人線量率 ・ 帰還検討地区の個人線量率 ・ 帰還検討地区の個人線量率 ・ 帰還検討地区の個人線量率 一日の生活における線量率の変化 線量率（μSv/h） 線量率（μSv/h） 線量率（μSv/h） 線量率（μSv/h）</p>	 <p>環境動態研究等で得られた知見 帰還に向けた住民の方々の放射線や放射性物質への不安に答えるため、環境動態研究等で得られた科学的知見を階層Q&A形式で整理しました。 放射線物質と空間線量率 被ばく線量評価 環境動態研究 ご覧になりたい情報を選択してください。</p>	 <p>原子力人材育成センター Nuclear Human Resource Development Center 「国内研修」その他のコース 第8回リスクコミュニケーション基礎講座 写真：研修活動の様子</p>
<p>震災直後から実施しているWBC(ホールボディカウンター)による内部被ばく検査のアンケート調査取りまとめ(26年度実施)に続き、受検者への説明手法の妥当性を確認し、成果報告書として全文を公開</p>	<p>H23.7から福島県内で開催している「放射線に関するご質問に答える会」を6回開催。帰還を検討している方の不安解消のために、生活パターンに沿った外部被ばく線量を実測・評価し、結果を分かりやすく説明</p>	<p>帰還に向けた住民の方々への放射線や放射性物質への不安に答えるため、科学的知見を階層Q&A形式で整理しプレス発表すると共にHP公開</p>	<p>上記の対話活動で得られた成果を活かし、原子力人材育成センター主催の外部向け研修にて原子力分野のリスクコミュニケーションの人材育成講座を開設。電力や自治体関係者等15名が参加</p>

これらの活動からリスクコミュニケーションの要素、活用可能な手法等を抽出し、28年度からの本格的な活動に向けて基本的な考え方を整理

平成28年度の活動、基本的な考え方(案)の概要

- リスクコミュニケーションは学術的には「ある対象に関する個人、機関、集団間での情報や意見の相互作用の過程」と定義されているが、「リスクに関わる意思決定に、利害関係者や公衆が参加すること」も求められている。
- エネルギー基本計画においては、「リスクが存在することの明示」「リスクに関する正しい理解を得ていくこと」等が求められている。
- 日本の原子力分野のリスクコミュニケーションは、リスクコミュニケーション的要素を含むPA活動や広報活動となっているのが実情である。



- 機構のリスクコミュニケーション活動としては、リスクコミュニケーション的要素を含む活動に留まらず、エネルギー基本計画を踏まえた活動の検討を行う。
- その際、国立研究開発法人として制度的にどこまでが可能であるのか、リスクの種類・程度に応じてどのようなアプローチが可能なのか等について、各拠点の研究開発の特性や広報活動の実情を踏まえて、実施可能な範囲を判断することとする。



- これまで機構においては、リスクコミュニケーション的要素を含む活動が行われ、既に一定の実績、ノウハウが蓄積されているところ。
- 平成28年度においては、各拠点の理解促進活動の状況を整理し、ノウハウや解決すべき課題を共有する。そのため、各拠点の活動を幅広く調査し、整理・体系化する。